資料２－２

北海道男女平等参画苦情処理委員

令和３年度活動状況報告書

令和４年（２０２２年）７月１１日
北海道男女平等参画苦情処理委員

目　　次

ページ

Ⅰ　北海道男女平等参画苦情処理委員名簿 ･････････････････････････････ 1

Ⅱ　令和２年度 活動状況報告 ･･･ 2

Ⅲ　令和２年度　男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

　１　受理機関別 ･･･ 4

　２　申出者性別等 ･･ 4

　３　申出区分別 ･･･ 4

　４　申出内容別 ･･･ 4

　５　申出内容コード別 ･･ 5

Ⅳ　令和２年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況 ･････････････ 6

参　考　資　料

・ 北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱 ･････････････････････････ 7

・ 北海道男女平等参画推進条例に基づく
　道民等からの申出に係る事務処理要領 ･････････････････････････････ 8

・ 男女平等参画に関する苦情処理の流れ ･････････････････････････････ 9

・ 男女平等参画に関する苦情等申出書標準様式 ･･････････････････････ １０

・ 道民等からの申出記録票記入要領 ･････････････････････････････････ １１

【北海道男女平等参画苦情処理委員名簿】

みうらけいこ
◇　三　浦　桂　子　　（弁護士）

［任期］令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで（再任）

ながさか　たかゆき
◇　長　坂　貴　之　　（人権擁護委員、弁護士）

［任期］令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで（再任）

Ⅱ　令和３年度 活動状況報告

１　はじめに

北海道においては、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、平成１３年３月に、男女平等参画の推進に関し、基本理念等を定めた「北海道男女平等参画推進条例」を制定し、同年４月から施行されています。

この条例では、第１８条に道民等からの知事に対する申出、第１９条に北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の設置、第２０条に苦情等の申出について定められています。

苦情処理委員制度は、第１８条の知事に対する申出とは独立したものであり、第三者機関として、道民及び事業者からの男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場で受けるため、平成１３年１０月から苦情処理委員が設置されています。

苦情処理委員は、申出人に適切な助言を行う、いわゆる相談機能を持つほか、男女平等参画に係る道の施策について、関係する道の機関に対し、参考となる委員個人の所見を述べることにより、道の機関の自主的な改善を促すという機能を持つ機関です。

２　苦情等の申出の状況

令和３年４月１日から令和３年３月３１日までの間において、道民等からの苦情処理委員への申出は１件でありました。

道においては、広報誌やホームページ、各総合振興局・振興局の相談窓口などにより、道民の皆さんへの周知に努められていると承知していますが、令和３年度中の苦情処理委員に対する申出は１件で、制度が開始してからの申出件数は、累計でも１６件という状況にあります。

本制度は、道の施策等において、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる制度等を見直すきっかけとして有効に活用されるべきものと理解しますが、制度発足後の時間的経過とともに、社会における男女平等意識が高まることにより、男女の固定的役割分担の意識が根底にあるような制度やしくみが、随時見直されてきているとともに、様々な相談に対応する窓口が充実してきたことから、結果として申出が極めて少ない状況が続いているものと認識しております。

３　苦情処理委員としての活動

令和３年度は、条例第２０条に基づく苦情処理委員への申出は１件、条例第１８条に基づく知事への申し出は５１０件であり、苦情処理委員に対する申出にまで至らない匿名の申出や、ＤＶ相談などの男女平等参画に必要と認められる道民等か

らの申出に対して、道が対応した案件について、事務局から定期的に説明を受け、専門的な立場から助言等を行ってきましたが、弁護士会等における弁護士活動にも参考になることが多々あり、事務局である道と委員との間で、双方に有益な意見交換が図られているものと理解しております。

4　その他

近年、急速な人口減少や少子高齢化の進展により、労働力人口が減少するなど社会全体が大きく変化するなかで、地域社会が活力にあふれ、持続的に成長、発展していくためには女性の視点や感性、発想がきわめて重要となっていることから、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりのため、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男性中心型労働慣行等の見直しや、多様な働き方の普及などの積極的な取組が求められ、ひいては男女平等参画社会の実現につながっていくものと考えます。

しかしながら、家事や育児、介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることや、女性の登用や指導的地位に占める女性の割合が低い状況が続いており、女性の能力が十分に発揮される状況とはなっておりません。また、ＤＶや性犯罪など女性に対する暴力も依然として深刻であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくっていくという考え方が浸透し、その考え方のもと、本制度が一層活用されることを期待しております。

苦情処理委員制度は、制度の発足から２０年を経過しています。

この間、苦情処理委員への申出方法については、郵送やファクシミリ、持参による方法のほか、インターネットによる申出もできるようになりましたが、近年は、苦情処理委員への申出が少ない状況が続いています。

道においては、道民の皆さんに、この制度が定着し、安心して苦情処理委員への申出ができるように、各種の機会を通じて、制度の周知に取り組んでいただきたいと考えています。

道民の皆さんに本制度の趣旨及び内容がより一層理解され、積極的にご活用いただき、男女平等参画社会の実現を図ることができれば幸いです。

令和４年（２０２２年）７月

北海道男女平等参画苦情処理委員

三　浦　桂　子

長　坂　貴　之

Ⅲ　男女平等参画に関する苦情等申出受付件数

1　受理機関別受付件数

区　分	年度																					計
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
本　庁	6		2	1		2		1	1	1										1	1	16
振興局																						
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

2　申出者性別等

区　分	年度																					計
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
男性	1			1		1			1												1	5
女性	5		1			1		1		1										1		10
団体			1																			1
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

3　申出区分別

区　分	年度																					計
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
苦情	2		2	1		1		1	1	1												9
照会																						0
相談	3																					3
要望・意見	1					1																2
その他																				1	1	2
合計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

4　申出内容別

区　分	年度																					計
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			2		1	1	1												11
男女平等参画に必要と認められるもの																						0
悩み事																						0
その他	2			1																1	1	5
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

５　申出内容コード別

項　目	内　　容	年度																					計
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
１行政	道の施策																						0
	国、市町村の施策	2																					2
	教育関係																						0
	その他の機関																						0
	その他	1		2			1																4
２仕事	就職																						0
	労働条件																						0
	セクシュアル・ハラスメント（職場）	3					1		1														5
	家庭との両立																						0
	解雇																						0
	その他									1	1												2
３家庭	夫婦関係																						0
	離婚																						0
	子供の養育																						0
	高齢者問題																						0
	夫・パートナーからの暴力																						0
	その他																						0
４本人	健康																						0
	経済的な問題																						0
	性被害																						0
	男女問題																						0
	人生問題																						0
	その他																						0
５地域	人間関係																						0
	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）																						0
	つきまとい、ストーカー被害																						0
	その他																						0
６その他	その他				1																1	1	3
計		6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

Ⅳ　令和２年度 男女平等参画に関する苦情等申出処理状況

１　男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出　〔０件〕

２　男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出　〔０件〕

３　制度の対象外　〔１件〕

【参考】

申出内容別

区分	年度																					計
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
男女平等参画を阻害すると認められるもの	4		2			2		1	1	1												11
男女平等参画に必要と認められるもの																						0
制度の対象外	2			1																1	1	5
計	6	0	2	1	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16

北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱

（趣旨）
第１条　この運営要綱は、北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第６号。以下「条例」という。）第19条に規定する男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（定数）
第２条　条例第19条に規定する苦情処理委員の定数は、男女それぞれ１人とする。
（委員）
第３条　苦情処理委員は、人格が高潔で、男女平等参画及び行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
２　苦情処理委員の任期は１年とし、再任されることができる。
３　苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員を兼ねることができない。
４　苦情処理委員は、北海道男女平等参画審議会の委員を兼ねることができない。
５　苦情処理委員は、道と特別の利害関係を有する法人その他の団体の役員を兼ねることができない。
（解任）
第４条　知事は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない非行があると認めるときは、これを解任することができる。
２　苦情処理委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。
（責務）
第５条　苦情処理委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
２　苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（申出の手続）
第６条　条例第20条の規定による申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
ただし、苦情処理委員が当該書面の提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。
一　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
二　申出の内容及び理由
三　前二号に掲げるもののほか、調査等に当たって参考となるべき事項
（助言及び意見の制限）
第７条　苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が次の各号に該当すると認めるときは、申出人に対し助言すること及び関係する道の機関に対し意見を述べることをしないものとする。
一　判決、裁決等により確定した事項
二　裁判所において係争中の事項及び行政庁において不服申立ての審理中の事項
三　審査機関等で審査等を行っている事項及び審査等を行った事項
四　議会に請願又は陳情を行っている事項
五　条例又はこの要綱に基づく苦情処理委員に関する事項
六　前各号に掲げる場合のほか、他の法令等に基づき処理すべき事項等助言及び意見を述べることが適当でないと認める事項
２　苦情処理委員は、前項の場合においては、速やかに申出人に対し、助言及び意見を述べることをしない旨並びにその理由を通知するものとする。
（関係機関への協力依頼）
第８条　苦情処理委員は、条例第20条の規定による申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情の場合において、関係する道の機関に対し、当該申出に関する必要な説明及び調査について、協力を求めることができる。
２　苦情処理委員は、条例第21条第２項の規定する意見を述べたときは、関係する道の機関に対し、その後の措置の状況の説明について、協力を求めることができる。
（意見の通知）
第９条　苦情処理委員は、条例第21条第２項に規定する意見を述べたときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。
２　苦情処理委員は、第８条第２項に規定する説明があったときは、速やかに申出人に対し、その旨を通知しなければならない。
（活動状況の報告等）
第10条　苦情処理委員は、毎年、その活動状況に関する報告を知事に提出するものとする。
２　知事は、前項の規定による報告の提出があったときは、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告するものとする。

附　則
この要綱は、平成13年10月１日から施行する。
附　則
第1条　この要綱は、平成24年6月21日から施行する。
（北海道男女平等参画苦情処理委員運営要綱の一部改正に伴う経過措置）
第2条　この要綱の施行の際現に任命されている委員は、第3条第2項の規定に関わらず、従前の例による。
２　この要綱の施行の際現に任命されている委員の次の委員に係る任期については、第3条第2項の規定に関わらず、6ヶ月とする。

北海道男女平等参画推進条例に基づく道民等からの申出に係る事務処理要領

（平成13年６月11日決定
平成13年10月１日改正
平成14年９月１日改正
平成15年４月１日改正
平成18年４月１日改正
平成22年３月25日改正
平成24年４月１日改正）

１　目　的

この要領は、北海道男女平等参画推進条例（平成13年北海道条例第６号。以下「条例」という。）に基づく道民及び事業者からの申出（以下「申出」という。）を受付け、関係機関と連携し、適切かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定める。

２　処理の基本方針

申出の処理にあたっては、常に親切・誠実を旨とし、申出の内容を正確に把握し、迅速・公正に処理するとともに、個人のプライバシーの保護に留意しなければならない。

３　申出の窓口

申出に係る窓口は、環境生活部くらし安全局道民生活課、総合振興局保健環境部環境生活課及び振興局保健環境部環境生活課（以下「窓口所管課」という。）に設置する。

４　知事への申出に係る事務処理手続き

(1) 窓口所管課は、条例第18条に基づく申出を受けたときは、**申出及び処理の概要を別記第１号様式**に記載する。

(2) 窓口所管課は、申出の内容に応じ、申出人に対し、適切な専門相談機関を紹介する。

(3) 総合振興局長及び振興局長は、申出の内容が道の施策に関するものであるとき及び前記(2)の処理ができないときは、別記第１号様式の写しにより環境生活部長に報告する。

(4) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するものであるときは、関係部長に照会、連絡又は要請を行い、申出人に対し回答を要すると判断した場合は、関係部長と協議の上回答し、その写しを当該部長に参考回付する。

(5) 環境生活部長は、申出の内容が道の施策に関するもの以外のもので、関係機関に照会、連絡又は要請を行うときは、その旨を申出人に通知する。

５　男女平等参画苦情処理委員への苦情等の申出に係る事務処理手続き

(1) 窓口所管課は、条例第20条に基づく申出を受けたときは、申出書に、所定の事項が記入されているかを確認し、別記第２号様式に記入の上、速やかに男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）に進達する。

(2) 苦情処理委員は、申出書に記載された内容を確認し、苦情処理委員の処理対象となる申出かどうかを判断し、対象外の場合には、その旨と理由を付して、申出人へ通知する。

(3) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画に係る道の施策についての苦情のときは、関係する道の機関の協力を得て、当該申出に係る調査を行い、必要があると認めるときは、申出人に対し助言を行い、又は当該機関に対し意見を述べる。

(4) 苦情処理委員は、申出の内容が男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出のときは、必要に応じて申出人に対し電話又は面談により申出の内容の確認を行い、助言を行う。

(5) 苦情処理委員は、前記(3)により関係する道の機関に対し意見を述べた後、必要があると認めるときは、当該機関に、その後の措置状況について照会を行う。

６　処理状況に係る報告

(1) 総合振興局長及び振興局長は、知事への申出の受付状況を一月毎に集計し、別記第３号及び第４号様式により翌月10日までに環境生活部長に報告する。

(2) 環境生活部長は、知事への申出の受付状況を取りまとめ、毎年、その内容を北海道男女平等参画審議会に報告する。

(3) 苦情処理委員は、前記５の(2)か(5)により処理を行った申出が総合振興局又は振興局受付のものであるときは、当該総合振興局又は振興局に申出人への通知の写しを送付する。

７　その他

(1) 知事への申出の内容が、国の施策に関するもの及び行政委員会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の５第１項及び第２項に基づく委員会または、委員をいう。ただし、公安委員会を除く）及び企業局の所管に属するものであるときは、前記４の(4)及び(5)の取扱いに準じる。

(2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は環境生活部長が別に定める。

附　則

この要領は、平成13年６月11日から施行する。

附　則

この要領は、平成13年10月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成14年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

男女平等参画に関する苦情処理の流れ

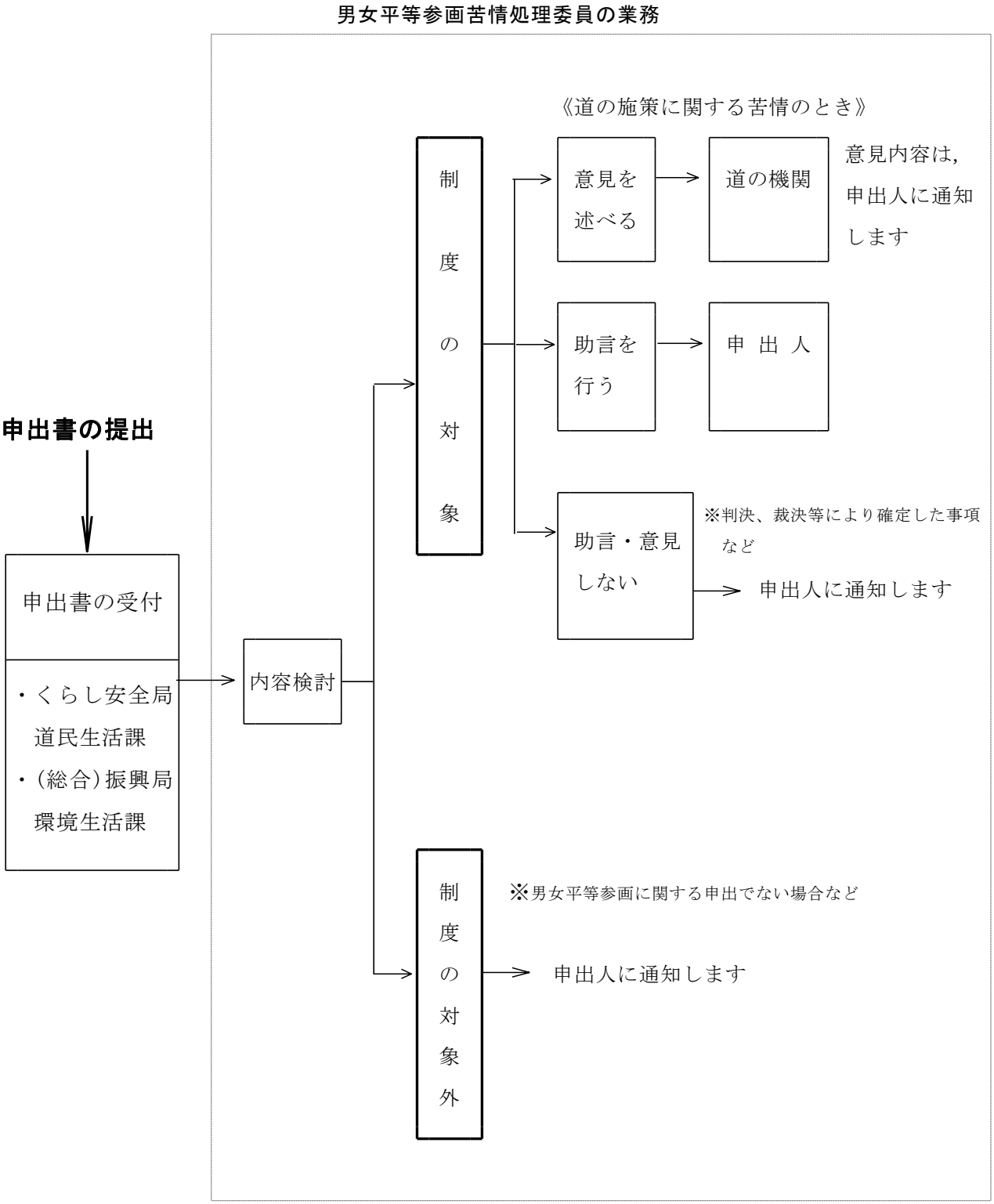

（別記第1号様式）

道　民　等　か　ら　の　申　出　記　録　票

（新規・継続・別綴）

<table>
<tr><td rowspan="2">決
裁
欄</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>申出手段</td><td>１来訪　２電話　３文書</td><td>受理年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>対応者</td><td></td><td>対応時間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>申出人の
住所
氏名
電話</td><td colspan="2">（　　）　　－</td><td colspan="2">〔推定年齢〕
10代　20代　30代　40代
50代　60代　70代　80代以上
〔性別〕　男　女</td></tr>
<tr><td colspan="5">（申出の概要）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（処理の概要）</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>申出区分</td><td colspan="4">１苦情　２照会　３相談　４要望・意見　５その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内容区分</td><td colspan="4">Ⅰ　道の施策に関するもの　　Ⅱ　道の施策に関するもの以外</td></tr>
<tr><td colspan="4">Ａ　男女平等参画を阻害すると認められるもの　　Ｃ　悩みごと
Ｂ　男女平等参画に必要と認められるもの　　Ｄ　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内容ｺｰﾄﾞ
（ｺｰﾄﾞ表
による）</td><td rowspan="3"></td><td>紹介
機関名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

道民等からの申出記録票記入要領

１　「申出人の住所、氏名、電話」欄は、わかる場合のみ記入してください。

２　「内容区分」欄は、Ⅰ～Ⅱ及びＡ～Ｄそれぞれの、該当するものに〇を付けてください。

【Ａ男女平等参画を阻害すると認められるものの例示】

・行政機関のポスター等における性別役割分担意識を助長する表現

・男女どちらか一方に特化した施策（積極的改善措置は除く）

【Ｂ男女平等参画に必要と認められるものの例示】

・家庭における育児、介護への男女平等参画

３　申出内容コード

項　目	コード	内　　容
行政	10	道の施策
	11	国、市町村の施策
	12	教育関係
	13	その他の機関
	14	その他
仕事	20	就職
	21	労働条件
	22	セクシュアル・ハラスメント（職場）
	23	家庭との両立
	24	解雇
	25	その他
家庭	30	夫婦関係
	31	離婚
	32	子供の養育
	33	高齢者問題
	34	夫・パートナーからの暴力
	35	その他

項　目	コード	内　　容
本人	40	健康
	41	経済的な問題
	42	性被害
	43	男女問題
	44	人生問題
	45	その他
地域	50	人間関係
	51	セクシュアル・ハラスメント（職場以外）
	52	つきまとい、ストーカー被害
	53	その他
その他	60	その他